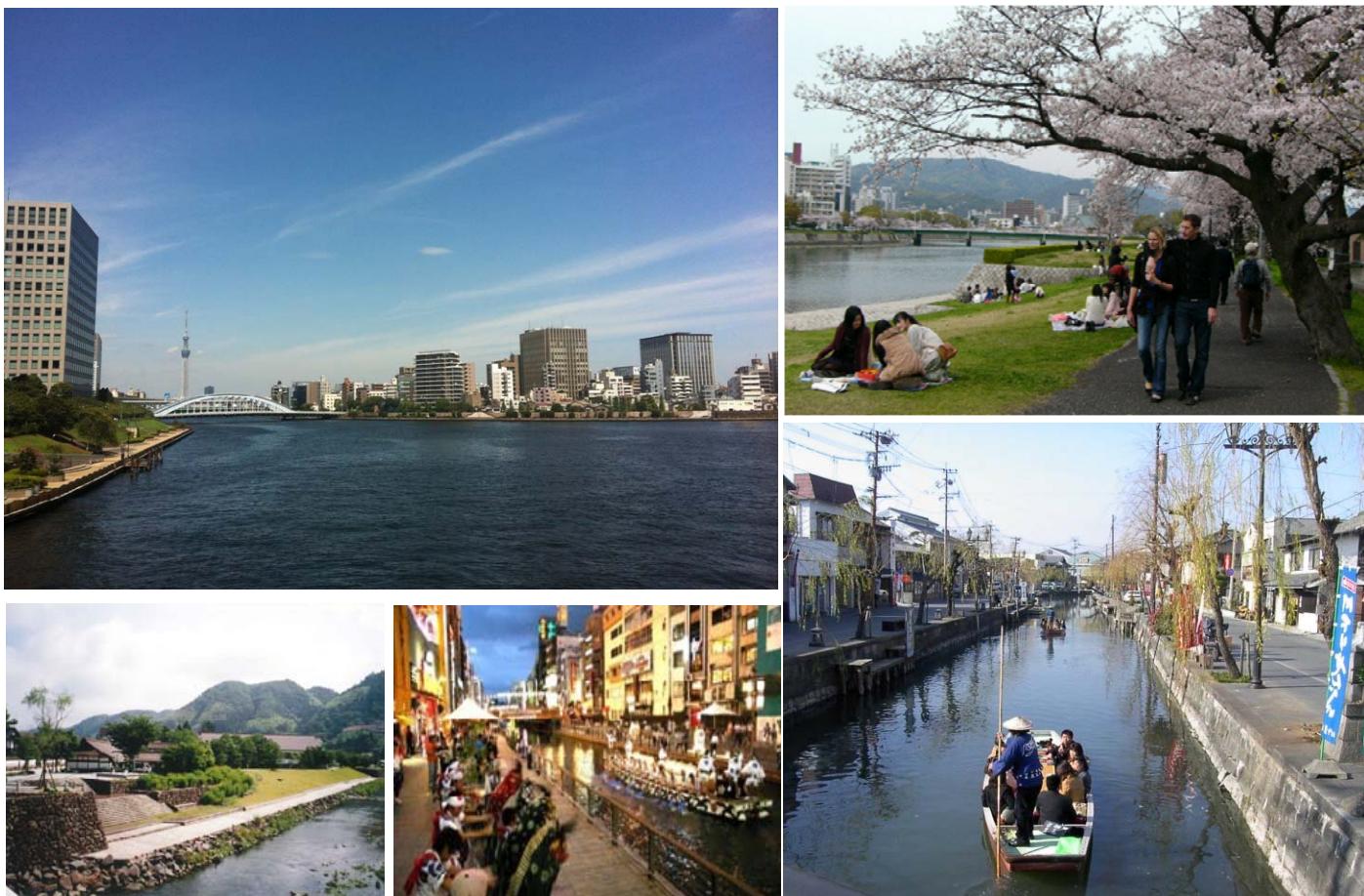


「美しい水辺とまち」 風景写真募集

国土交通省は、地域のシンボルとなっている『美しい水辺とまち』をテーマに風景写真を募集します。私たちの住んでいるまちにある川や水辺の様々な魅力や価値を再認識するとともに、他の地域の水辺の風景に接することにより、今後の水辺づくりを考えるきっかけとなることを期待します。写真等は、今後国土交通省のホームページ等で紹介するとともに、積極的な情報発信に努めていく予定です。ふるってご応募ください。



応募期間：平成25年9月12日～10月15日

応募資格：都道府県、政令市、特別区、市町村

主 催：国土交通省 水管理・国土保全局

協 力：国土交通省 観光庁

受付窓口：各地方整備局河川部河川環境課等（別紙2参照）

「美しい水辺とまち」 風景写真募集要項

■目的

- ◎水辺には様々な魅力や価値があります。自然が豊か、空気がきれいといった価値だけでなく、多くの人々が集い楽しめる空間としての価値であったり、風格のある地域のシンボルとして、また、観光名所として永く人々に記憶されるといった魅力もあるでしょう。
- ◎かつては、人間の営みの中心には常に川がありました。これまで利便性や効率性を優先させてきた結果、こうした水辺の魅力や価値が忘れられ、”地域の顔”としての美しい水辺を喪失してしまっています。
- ◎国土交通省では、地域を代表する川と周辺の街並みが一体となって美しく風格のある空間を形成することを目的に、水辺とまちの未来のかたちを創造していく取組を始めます。
- ◎その一環として、今回、地域のシンボルとなっている「美しい水辺とまち」をテーマに、皆さんのが誇る美しい風景の写真を全国から募集します。

応募内容

- ・右のキーワードを参考に、地域のシンボルとなっている美しい水辺^{*1}とまちの姿を表現した写真を、応募理由などの必要事項を記載した応募用紙に添付し、各地方整備局等に設置している受付窓口^{*2}宛に提出してください。
- ※1 対象とする水辺は、まちに隣接した河川、湖沼等とし、渓谷、滝等人家から離れ、まちとの一体性が薄いものは除外します。
- ※2 別紙2を参照してください。

◎キーワード

地域のシンボル、歴史、文化、風格、美しさ、景観、賑わい、楽しみ、憩い、観光資源、隠れた名所、賢い空間活用、地域活性化、経済効果

応募資格

- ・都道府県、政令市、特別区、並びに市町村とします。（以下、「応募資格者」という。）

応募方法

- ・応募期間は、平成25年9月12日（木）～10月15日（火）です。
- ・応募用紙の提出先は、別紙2の各地方整備局等に設置している受付窓口とします。
- ・応募数は、1応募資格者あたり、1箇所(地区)につき、1件とします。1応募資格者が複数箇所(地区)を応募することは可とします。
- ・応募用紙に添付する写真は、1枚を基本とします。ただし、基本となる写真を補完することでより効果的な表現となるのであれば、同箇所(地区)を撮影した異なるアングルでの写真2～3枚を同一用紙内で追加することは可とします。
- ・応募用紙は、電子データ（PowerPoint 形式）での提出を基本とします。これに寄りがたい場合は、受付窓口に相談してください。なお、写真の解像度は、A3版での印刷に耐えられる画素数を目安としてください。

その他

- ・写真は返却いたしません。
- ・写真は、応募者が一切の著作権を有しているものに限ります。
- ・写真については、投稿した時点で著作権（著作権法第二十一条から第二十八条までに規定する権利）を放棄し、著作者人格権を行使しないことに同意したものとします。著作権者でない人が他者の著作物を無許可で投稿することは違法行為となります。
- ・また、応募用紙で使用する被写体（人物等）及び著作物等については、被写体および原著作権等の権利者から応募資格者が事前に使用許諾・承認を得た上で応募してください。応募用紙に関し第三者からの権利侵害や損害賠償などの苦情、異議申し立てがあった場合も、国土交通省は一切の責任を負わず、応募者が全て対処するものとします。
- ・応募の内容については、今後、国土交通省、観光庁、地方整備局、事務所のホームページ等で紹介するとともに、積極的な情報発信に努めていく予定です。ただし、応募内容が目的の主旨に沿わないと判断した場合は、紹介を控えさせて頂くことがあります。
- ・募集に関してご不明な点等につきましては、各地方整備局等の受付窓口までお問い合わせください。